

令和 6 年度

羽島郡二町教育委員会 点検評価委員会



ししまろ&ねぎっちょ



かさまるくん&かさまるちゃん

令和6年度 羽島郡二町教育委員会点検評価報告書

目 次

羽島郡二町教育委員会 教育指針「方針と重点」の点検評価・・・・・・P 1～P 3

基本目標Ⅰ

生命の尊厳を深く認識し、状況に応じた的確な判断のもと、健康・安全の保持増進を図る力を育成する。

基本目標Ⅱ

自己と他者を思いやる心をもち、つながりを大切にしてともに歩む豊かな人間性を育む。

基本目標Ⅲ

未来への夢や願い、目標をもち、達成に向けた過程の中で生まれる課題や問題に対し、自ら考え実践するなど、学び方を含めた学ぶ力を育成する。

基本目標Ⅳ

新しい時代につながる教育を推進し、学びのセーフティーネットの基盤・環境を整備する。

教育委員に関するここと

【その他資料】

- ・羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領・・・・・・・・・・・・ P 4
- ・羽島郡二町教育委員会点検評価実施細則・・・・・・・・・・・・ P 5
- ・羽島郡二町教育委員会点検評価委員名簿・・・・・・・・・・・・ P 6

令和6年度 羽島郡二町教育委員会 教育指針「方針と重点」

様々な関わりの中で学び、社会の一員として貢献できる社会人の育成

◇ 自らの意思をもち、他者との協働を通して、願いの実現に向けた実践力を育成する。

◇ 学校・家庭・地域・行政の役割を明確にし、共有した目標実現に向け、各々の強みを生かした連携が図られた教育を推進する。

評価内容 評価…4段階 A:75%~ B:74%~60% C:40%~59% D:~39%)

No	基本目標	施策	重点内容	評価内容（教師用）	児童生徒評価内容	前期小教員	後期小教員	前期小児童	後期小児童	前期中教員	後期中教員	前期中生徒	後期中生徒	分析	評価者の意見
目標1 命の尊厳を深く認識し、状況に応じた的確な判断のための健康・安全の保持増進を図る力育成する。	安心・安全を守る教育の充実	■自ら危険を予知・回避する力を児童生徒が身に付けるよう、多種多様な訓練や学習を工夫し、年間を通して意図的・計画的な指導に努める。	□「命を守る訓練」等を実施する目的や意義を児童生徒が自分ごととして捉え、「災害」や「交通事故」「水難事故」の危険を予知・回避し、身を守ることに努めている。	93.6%	93.5%	92.6%	92.0%			93.4%	90.2%	95.2%	92.1%	○安心・安全を守る教育の充実では、小中学校ともに、さまざまな災害や事故から身を守る意識と生きる方法を高いレベルで学ぶことができる。	・災害時のさまざまな場面を想定した訓練ができる。子供も教職員も意識改革が図られ、いざというときの判断力を育てるところがよい。
		■体力づくりを推進する運動機会の拡充	□児童生徒が楽しみながら体力づくりをするために、運動に親しみ、運動の習慣化につなげられるよう、多様な場を設定する。	82.0%	83.2%	79.8%	81.1%			80.2%	69.9%	80.0%	73.1%	○体力づくりについては、小学校での運動機会が充実しているが、中学校では後期に意図的な活動を仕組む必要性がある。	・昔前はマラソン大会などもあり、体力向上の機会があったが、なかなかできない現状になっている。安全面に配慮しつつも起爆剤によるよな体力向上の行事を仕組むとともに、日常から遊びを増やす働きかけをしたい。
		■健康なからだを支える生活習慣・疾病予防	□健康管理ができる力を養うため、就寝時刻、起床時刻、食事等、望ましい生活習慣の定着に向けて指導の充実を図る。	81.7%	79.1%	83.2%	83.4%			70.0%	77.7%	79.5%	80.2%	○健康な体を支える生活習慣・疾病予防の観点では、概ね満足できる値である。また、中学校教員は前期で睡眠不足を指摘する声があったが、若干の改善が見受けられる。	・特色ある取組として、生活リズムチャックが挙げられた。家庭での過ごし方(睡眠)や食事のとり方を工夫するために、学校が家庭と連携している取組はよいことである。
目標2 自己と他者を思いやる心をもち、つながらりでともに歩む豊かな人間性を育む。	物事の本質や価値に気付く教育の充実（人権教育の推進）	■道徳的価値を自分との関わりで見つめ直し、物事を多面的・多角的に捉え、生き方にについての考えを深める授業を構築する。	□児童生徒が自己的生き方について考えが深まるよう、道徳の授業や日常の生活指導において指導方法の改善に努めている。	87.5%	87.5%	79.3%	79.4%			86.2%	86.9%	81.9%	80.1%	○物事の本質や価値に気付く教育の充実では、小中学校で高い水準を示しているが、教師評価と児童生徒評価の間に差異が見られるので、さらに児童生徒のよさを価値付けたり、その値打ちを説明する指導の充実が求められる。	・一律で行う指導には意味指導を丁寧に行なうことが大切である。
		■地域社会や学校における今日的な課題を踏まえ、認識力、自己啓発力、行動力を育み、確かな人権感覚を身に付けるための教育を推進する。	□今日的な課題を踏まえ、確かな人権感覚を身に付けるための活動や指導方法を工夫している。	85.0%	85.9%	85.7%	85.4%			83.0%	83.1%	87.7%	87.2%	○児童生徒に人権意識、道徳性を身に付けさせることは、今まで以上の指導や意図的・計画的な取組が必要である。	・個性を尊重する指導には集団の雰囲気づくりに配慮してもらいたい。
		■各学校において、「柱となる活動」を意図的・計画的に推進する中で、児童生徒が願いや目標達成に向けて、自ら考え、率先して行動できる指導に努める。	□「柱となる活動」の取組を通して、児童生徒が自分たちの活動に自信をもてるよう支援している。	82.8%	84.4%	82.8%	84.3%			80.8%	87.0%	81.6%	81.1%	○自治的な能力を育む集団づくりの推進では、行事や柱になる活動への取組を通して、児童生徒が自信をもちつある。	・地域の方は児童生徒は「ありがとう」の一言で、子供たちを支えるボランティアの方の気持ちが高めることを実感させたい。
	いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底	■「いじめ防止基本方針」を活用し、定期的に研修を実施するとともに、全職員による協働体制と関係機関との連携により、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努める。	□いじめに関する情報を迅速にとらえ、事業においては校内のいじめ防止対策委員会を中心とした組織で対応をしている。	94.2%	96.1%	79.7%	79.5%			89.7%	94.5%	80.3%	79.0%	○いじめの未然防止・早期発見・早期対応では、高い水準を示しているが、教師評価と児童生徒評価の数値の間に差異が見られるので、さらに相談しやすい環境、相談する機会を設けることが求められる。	・いじめの未然防止として一番大切なことは、先生も保護者も子供の「あのね。」という一言を聞き逃さない、聞き漏らさないことである。
		■地域に根付いた「ふるさと教育」の推進	□学校運営協議会を柱とした多様な人とつながり、関わる地域活動を実施する。	80.0%	81.8%	72.5%	74.6%			74.4%	80.8%	59.9%	63.6%	○地域に根付いた「ふるさと教育」の推進では、児童生徒の意識は成長段階であるが、確実に教員の意識は高まっている。	・地域のスペシャリストを講師として招き、学び、感じることは、児童生徒の人間形成にもよい影響がある。そのスペシャリストに憧れをもたらすことが鍵である。
		■学ぶことの意義や価値の理解を伴った指導の充実	□地域で働く人々の姿や生き方に触れる職場体験活動や外部講師による講演会等の実充実を図るとともに、キャリアパスポートを有効活用し、児童生徒が成長や変容を自覚できる指導・援助に努める。	84.2%	83.5%	83.6%	83.3%			85.9%	84.3%	81.4%	80.9%	○学ぶことの意義や価値の理解を伴った指導の充実では、教師評価、児童生徒評価とともに1年間を通して高い水準を示している。	・地域の存在感が問われている。地域と学校、家庭が根付くために、子供だけではなく大人・親世代も一緒に学べるようになりたい。
目標3 未来への夢や目標をもち、達成に向けた過程の中での生まれる課題や問題に対し、自ら考え実践するなど、学び方を含めた学ぶ力を育成する。	主体的・対話的深い学びのある授業の構築	■どのような学びに向かうため、個別最適な学びや協働的な学びを位置付け、基礎的基本の定着を図ったりする探究的な学びを進めている。	□児童生徒が主体的・対話的に学ぶため、学習方法や学習形態の工夫や価値付け、見届けに努めている。	84.7%	88.7%	77.3%	76.3%			85.7%	89.9%	75.6%	78.9%	○主体的・対話的で深い学びのある授業の構築では、一定の水準を示しているが、教師の指導の意図と児童生徒の実感にやや差異がある。伝え合う場の充実により関わりのよさを実感する働きかけをする。	・先生が教える方の授業の積み上げも必要だが、自分で考えること、当事者意識をもって仲間の意見を聞き取ることができるのは、先生が期待したい。
		■基礎・基本の定着と個の興味・関心の内を深め実践する家庭学習の充実	■一人一台端末を活用し、授業の学習内容の定着を目的とした家庭学習と、個の興味・関心を広げたり深めたりする探究的な学びを推進する家庭学習の充実を図る。	80.0%	79.9%	79.6%	78.2%			73.6%	74.2%	73.5%	70.6%	○基礎・基本の定着と個の興味・関心ある内容を探究する家庭学習の充実では、発達段階が進むにつれて伸びが鈍化している。家庭学習の充実では、発達段階に応じた課題がもてる指導が必要である。	・子供たちのICT活用技能は大人の想像を超えており、リテラシーやモラル面のトラブルが心配される。
	特別支援教育の充実	■一人一人に応じた支援の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターを中心に、学校や保護者、関係機関と連携し、特別な支援を要する児童生徒について共通理解を図る。	□特別な支援を要する児童生徒に対して、一人一人のニーズに応じた具体的な支援や指導を行っている。	88.9%	89.3%	78.7%	77.6%			81.4%	84.9%	75.6%	74.5%	○特別支援教育の充実では、教師評価と児童生徒評価に差異があり。子供たちは意図的な指導・教師の声掛けを待っていることを教師に指導する必要がある。	・子供たちは特別支援教育である。
		■魅力ある生涯学習の充実	□ニーズに応じた生涯学習の機会を提供する。	75.7%	78.5%	67.2%	68.1%			73.1%	75.1%	54.3%	60.9%	○魅力ある生涯学習の充実は、まだ伸びしろはある。地域活動やイベント・講座等に参加する児童生徒が増えるよう、地域に目お向けてする配慮が感じられる。また、教師の意識は高まっている。	・魅力ある生涯学習の充実は、まだ伸びしろはある。地域活動やイベント・講座等に参加する児童生徒が増えるよう、地域に目お向けてする配慮が感じられる。また、教師の意識は高まっている。
	今日的な課題に対応した教育の推進	■ICT機器やデジタル教材等を積極的に活用するとともに、多様な利活用を通してより効果的な活用方法を工夫している。	□ICT機器やデジタル教材等を積極的に活用するとともに、多様な利活用を通してより効果的な活用方法を工夫している。	84.0%	83.6%	82.4%	85.2%			73.6%	80.6%	83.6%	82.5%	○今日的な課題に対応した教育の推進では、ICT機器を活用した学習が定着しつつある。中学校教員に有効活用への意識が高まってきた。	・ICTの授業への活用が進んでいる今こそ、バランス感覚が大切である。ICTの疑似体験とアナログの直接体験のメリットを最大限に生かせる授業を推進してほしい。
目標4 新しい時代における教育を推進し、学びのセーフティネットの基盤・環境を整備する。	不登校の未然防止と個に応じた教育環境の整備	■教育相談コーディネーターを中心し、不登校の未然防止策や早期支援策を明らかにし、関係機関と連携しながら「チーム学校」として取り組む。	□児童生徒一人一人の状況把握や早期の教育相談により、不登校の未然防止策や早期支援策に組織的に取り組んでいる。	89.5%	90.2%	78.6%	77.9%			87.4%	90.2%	78.9%	76.6%	○不登校の未然防止と個に応じた教育環境の整備では、高い水準の意識を示しているが、教師と児童生徒の評価に差異がある。相談しやすい環境づくりを組織的に推進していく必要がある。	・不登校は未然防止の取組が重要である。今までのケースから要因分析をして、学校に行きたくなるような取組や働きかけを継続してほしい。
	安全・安心が担保された学校施設設備の整備	■学校施設・設備・教育備品の日常的な点検を実施するとともに、その結果を踏まえて適切に対応し、児童生徒の安全・安心な学校生活を保障する。	□自分が担当する施設・設備・備品の危険個別修繕箇所の状況を定期的に点検・確認し、管理職を通して適切に対応するよう働きかけている。	88.9%	90.1%					85.2%	83.9%			○安心・安全が担保された学校施設の整備では、概ね満足できる数値である。今後も日常的な点検確認とともに町行政部局と相談し、計画的な修繕対応を進めていくことが求められる。	・学校施設の点検を複数名で人を見る目を変える取組はよい。
	BCP(business continuity planning)の策定と整備	■災害時に児童生徒の安全が確保された中で、どう教育活動を継続していくか、どう復旧していくか視点を、学校防災マニュアルに取り入れ、より実践的なものになるよう努める。	□地域の実態や実情に合わせて学校防災マニュアルを見直し、職員間で共通理解を図り、周囲をよく見て、けがや事故がおきないように気をつけている。	86.8%	86.7%	89.8%	89.2%			85.0%	82.0%	91.7%	88.2%	○BCPの策定と整備では、高い値を示している。今後も、学校側のマニュアルの更新や実践的な訓練とともに、日常的な児童生徒の姿を高める指導を継続する。	・対応方針の更新の視点として、全員で想定外に対しての判断が必要であることも意識化させる必要がある。
	家庭や地域の教育力の向上	■地域活動への参加と連携したボランティア活動を推進する。	□地域の行事に参加することやボランティア活動を推進する。	77.5%	78.2%	74.8%	74.7%			82.4%	84.2%	71.7%	66.0%	○家庭や地域の教育力の向上では、地域のボランティアへの意識は非常に高くなつた。一方で家庭での位置付けでは、一家庭一ボランティアなどの啓発などをさらに進める必要がある。	・中学生が中心となり、能登半島地震の被災者のための募金活動を行い、珠洲市まで出向いて届けている。質の高いボランティアが行われている。
	教職員の資質向上と働き方改革の推進	■児童生徒の一人一台端末や校務系・学習系システム、クラウドツール等を積極的に活用することで、授業改善や業務のスリム化を図る。	□校務系・学習系システム、クラウドツール等を、積極的に活用することで、授業を分かりやすくしたり、業務のスリム化を図る。	77.6%	78.5%					67.7%	70.9%			○教職員の資質向上と働き方改革の推進では、公務のDX化への意識が浸透しつつある。	・DX化の波は避けられないが、スキルの共有を囲む場を設ける必要がある。
	幼保・小・中・高の連携促進	■幼保小、小中、中高の交流の場を設け、関係機関で情報共有を行うとともに、見通しをもって就学できるよう工夫する。	□教員間で幼保小、小中、中高で情報共有し、幼児児童生徒が交流するような場を設定している。	72.9%	79.1%					65.8%	64.4%			○幼保・小・中・高の連携の促進では、教育支援委員会や夏季研修会の場で意図的な交流が進められた。今後は、小1・6、中1・3以外の教職員も積極的に交流を進める必要がある。	・小学校、中学校の教員の交流、異動(小中換算)が必要である。
														・子供たちは最も縫割りの交流を求めている。異なる年齢との活動から学ぶことは非常に多くある。	・子供への指導法や子供の様相について校種の垣根を超えた交流をすることで、それぞれの段差解消につながる。

教育委員に関すること

基本目標	重点施策	評価	今年度の成果(□)と次年度の方向(■)	評価者の意見																				
教育委員会機能の強化	ア)教育委員会会議の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会定例会議は年10回開催され、教育委員会の職務権限に属する次の10の案件を審議する。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">① 教育委員会規則等法令の制定及び改廃</td> <td style="width: 15%;">..... 8件</td> <td style="width: 5%;">② 教育行政関係各種委員の委嘱について</td> <td style="width: 15%;">..... 33件</td> </tr> <tr> <td>③ 教職員人事異動、承認にすること</td> <td>..... 5件</td> <td>④ 教育(功労者、SES)表彰にすること</td> <td>..... 3件</td> </tr> <tr> <td>⑤ 教育委員会予算、決算にすること</td> <td>..... 2件</td> <td>⑥ 教科書採択にすること</td> <td>..... 3件</td> </tr> <tr> <td>⑦ 教育委員会年間計画・報告について</td> <td>..... 37件</td> <td>⑧ 教育委員会点検評価報告について</td> <td>..... 1件</td> </tr> <tr> <td>⑨ 方針と重点について</td> <td>..... 1件</td> <td>⑩ 羽島郡の教育の進捗について</td> <td>..... 4件</td> </tr> </table> <p>□ 全ての案件を慎重に審議し、円滑な教育行政の運営に資することができた。総合教育会議の開催は年1回。教育長が両町長等へ令和6年3月に策定した「教育大綱ならびに第4次教育振興基本計画」を説明し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講すべき施策等の打合せを行っている。</p> <p>■ 定例会議の議題については委員の意見も取り入れ、教育現場と地域の現状把握に努めるとともに、その運営がより有効に活用されるよう取り組む必要がある。</p>	① 教育委員会規則等法令の制定及び改廃 8件	② 教育行政関係各種委員の委嘱について 33件	③ 教職員人事異動、承認にすること 5件	④ 教育(功労者、SES)表彰にすること 3件	⑤ 教育委員会予算、決算にすること 2件	⑥ 教科書採択にすること 3件	⑦ 教育委員会年間計画・報告について 37件	⑧ 教育委員会点検評価報告について 1件	⑨ 方針と重点について 1件	⑩ 羽島郡の教育の進捗について 4件	<ul style="list-style-type: none"> ・二町の教育方針など方向性を確認しながら、郡内の実態に見合った施策の検討をお願いしたい。 ・教育委員ならではの立場、視点で議論することが大切である。
① 教育委員会規則等法令の制定及び改廃 8件	② 教育行政関係各種委員の委嘱について 33件																					
③ 教職員人事異動、承認にすること 5件	④ 教育(功労者、SES)表彰にすること 3件																					
⑤ 教育委員会予算、決算にすること 2件	⑥ 教科書採択にすること 3件																					
⑦ 教育委員会年間計画・報告について 37件	⑧ 教育委員会点検評価報告について 1件																					
⑨ 方針と重点について 1件	⑩ 羽島郡の教育の進捗について 4件																					
イ)教育委員研修の充実	A	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員県外視察研修について <p>二町の教育の指針や具体的な施策の参考となるような他市町の視察について検討し、教育課題を学ぶ機会を設けていく。</p> □ 今年度は、令和6年10月2日(水)に大阪市で開催された西日本最大級の教育分野に特化して展示会「EDIX関西」に参加した。ICT機器や教材などの展示だけでなく、有識者による発表やディスカッション、公開授業など多彩なプログラムで構成された展示会であった。ICT活用による教育改革として、一人一台端末で学びの保障や充実、情報活用能力の向上、働き方改革への寄与と今後の教育について、考えさせられる研修となった。 ■ 今後も二町の教育の指針や糸口、あるいは具体的な施策の参考となるような先進地事例の視察内容や学校、社会施設の視察地について、今後も検討していきたい。 2 岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会について <p>各市町村教育委員会が実践する活動を参考に交流することで、教育委員としての資質向上につなげる。</p> □ 今後の教育行政について研修を深めることを目的とした教育委員の自己研修の場として、令和6年10月29日(火)高山市民文化会館で開催された。「令和の日本型教育推進に向けての教育委員の使命」をテーマとした研究総会に教育委員及び事務局職員で参加した。書道家の茂住 青邨(もずみ せいそん)氏の講演会は、「内閣府公務の裏側と書の魅力」を演題にしたもので、書への想いが自分の生き方に繋がる内容の講演であり、現在の子どもたちに通じるものがあった。講演会後、テーマ別の分科会に分かれ、県下の教育委員会が実践する具体的活動の発表を受け、グループ単位で他地域の教育委員と交流を図ることで課題も明確になり、教育委員としての資質向上につなげる貴重な時間となった。 ■ 二町の教育活動を進める上で、一見教育分野とは関係が薄いと思われることも、さまざまな所で関係しており、研修などへ参加することは重要なことと考えられる。今後も教育に携わる者として自己研鑽を進めていくよう努める。 3 その他の研修(教育委員の直接参加行事)について <p>学校行事、地域行事の参加機会を逃さず、積極的に参加することで委員自身の研鑽に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会から情報提供をしたり、地域の行事等に自主参加したり、定例会等で共通理解を図っている。 □ 学校行事や町行事に参加し、委員自身の研鑽につながった。 ■ 学校行事や町行事に積極的に参加し、交流して感じた問題点などを教育行政の改善に反映させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修については、学校教育のみならず社会教育の側面も含め、幅広い視点から学ぶことが必要である。 ・他市町の教育に関する様々な情報を得ることにより、実践につながる助言等をお願いしたい。 																					

教育委員に関すること

基本目標	重点施策	評価	今年度の成果(□)と次年度の方向(■)	評価者の意見
教育委員会機能の強化	ウ)学校の定期的な参観と懇談の実施	A	<p>1 学校訪問及び施設訪問について 実践公表会及び小中学校訪問等で行事や授業の参観や懇談会を行い、年間を通して学校の実態及び学校経営の成果を把握する。 ・教育委員と事務局職員が合同で郡内各小中学校を訪問し、授業の様子を参観するとともに、教職員との懇談会を実施するなど広く意見交換をしている。</p> <p>□ 6月に松枝小学校、9月に東小学校の学校訪問を行い、授業参観後、管理職の先生方との懇談会を実施した。学校の経営方針、子どもの様子など、現場の様子を効果的に把握できた。その他の行事にも可能な限り参加することによって、年間を通して継続的に学校の実態をつかむことができた。</p> <p>■ 各学校の特色を生かした教育・経営方針などを、より充実できるような指導アドバイスのあり方について工夫していく。</p> <p>2 実践公表会 3校 (岐南中学校・西小学校・松枝小学校)</p> <p>□ 11月14日(木)岐南町立岐南中学校 「主体的に学ぶ生徒の育成～協働的な学びを意図的に取り入れた。自己の学びを実感学習活動の工夫～」を研究主題に掲げ、教科研究を実施。生徒が「分かったこと、できたことを実感できた」だから、「もっと学びたい」というサイクルを生み出すことで、主体的に学ぶ生徒の姿があった。</p> <p>11月28日(木)岐南町立西小学校 「自ら仲間とかかわり合い 豊かな生活をつくり出す子どもの育成～居場所と絆づくり、自己現実につながる学級活動を通して～」を研究主題に掲げ、学級活動を実施。学級や学校の生活をよくしたいという願いをもち、仲間とより楽しく豊かな学級や学校の生活を築こうとする児童の姿があった。</p> <p>12月6日(金)笠松町立松枝小学校 「『自分ごと』として考え、学び、実践する児童の育成～地域・人・自然・対象と関わり、自分ごとの学びを深める授業を通して～」を研究主題に掲げ、集団活動を実施。自分たちが探求したいこと、実現したいことを明確にもち、喜びを感じながら活動する児童の姿があった。</p> <p>■ 学校経営の成果を把握し、課題解決を図るために訪問事業を推進していく。</p>	<p>・学校訪問は、各学校の特色を活かした授業のなかで、子どもたちの姿や学校の雰囲気を直接感じることにより、気付くことがあるから今後も続けるといい。</p> <p>・実践公表会では、先生方も大変であると思うが、研究発表がひとつの刺激となり、資質向上につながると思う。</p>

羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領

羽島郡二町教育委員会

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく羽島郡二町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行い、羽島郡二町の教育の推進体制を一層充実させ、教育水準の向上を図り、もって町民の期待に応えるために必要な事項を定めることを目的とする。

(点検評価の実施及び体制)

第2条 教育委員会は、当年度の教育委員会の事務について、点検評価を行う。
2 教育委員会は、前項の点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者等によって構成する評価委員会の意見を聴かなければならない。

(評価事項)

第3条 教育委員会は、当年度の教育委員会の事務について、次の各号に掲げる内容の点検評価を実施する。

- 一 教育委員会の活動状況 教育委員会会議の実施状況、調査活動の状況等
- 二 事務事業の執行状況 教育委員会の基本方針に掲げる主要施策の執行状況及びその成果
- 三 前年度の点検評価結果への対応状況 前年度の点検評価結果において次項による達成度の評価がCまたはDとされた事務事業に対する対応の状況

2 前項の点検評価においては、次の4区分により達成度の評価を行う。

- A 順調に達成しているもの
- B おおむね順調に達成しているもの
- C 達成見込みであるが課題があるもの
- D 順調でないもの

(点検評価の手順)

第4条 点検評価を実施するに当たっては、教育委員会事務局各課がその所管する事務事業等について第一次評価を行う。
2 教育委員会は、第一次評価の結果を基に、第2条第2項に規定する評価委員会の意見を聴いたうえで、教育委員会会議において最終評価を行う。
3 教育委員会は、前項の評価結果を報告書にまとめ、議会に提出する。
4 教育委員会は、前項の報告書を教育委員会のホームページに掲載し公表する。

(庶務)

第5条 点検評価の庶務は、教育委員会総務課において行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年 4月1日から施行する。

羽島郡二町教育委員会点検評価実施細則

羽島郡二町教育委員会

(目的)

第1条 この規則は、羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく点検評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(羽島郡二町教育委員会点検評価委員会の設置)

第2条 実施要領第2条第2項に定める外部の学識経験者によって構成する評価委員会の名称は、「羽島郡二町教育委員会点検評価委員会」（以下「評価委員会」という。）とする。

- 2 評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。
 - (1) 教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者
 - (2) 学校関係者
 - (3) 保護者
 - (4) 民間における企業体、団体等の関係者
 - (5) その他教育長が適当と認める者
- 3 評価委員会は、委員6名以内で組織する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は妨げない。

(評価委員会の運営)

第3条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により決める。

- 2 委員長は、会務を整理し、評価委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員長が招集し、その会議の議長を務める。

(評価様式)

第4条 実施要領第3条第1項各号に定める点検評価は、別記様式により行う。

(点検評価の取り扱い)

第5条 実施要領第4条第3項に定める報告書の議会への提出は、3月定例議会において行う。

(庶務)

第6条 この細則の実施にかかる庶務は、教育委員会総務課が行う。

附 則

1 この細則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成27年 4月1日から施行する。

令和6・7年度「羽島郡二町教育委員会点検評価委員」

(敬称略)

	氏名	備考
1	古澤 哲男	<ul style="list-style-type: none">・細則第2条第2項1号委員（教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者）・元県教委学校支援課長、岐阜聖徳学園大学非常勤講師
2	松原 茂	<ul style="list-style-type: none">・細則第2条第2項2号委員（学校関係者）・羽島郡小中学校長会 会長・笠松町立松枝小学校 校長
3	高橋 清孝	<ul style="list-style-type: none">・細則第2条第2項3号委員（保護者）・笠松町立松枝小学校 P T A会長
4	加藤 博文	<ul style="list-style-type: none">・細則第2条第2項4号委員（民間における企業体、団体等の関係者）
5	太田 千香子	<ul style="list-style-type: none">・細則第2条第2項5号委員（その他教育長が適当と認める者）・岐阜教育事務所 教育支援課 学校地域連携係 課長補佐

令和6・7年度 任期2年（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

教育委員会事務局

- ① 教育長 野原 弘康
- ② 総務課長 岩田 由美
- ③ 学校教育課長 宮川 浩司
- ④ 社会教育課長 藤枝 豊和